

事務連絡
平成30年3月30日

各経済産業局

経営力向上計画担当課・経営革新計画担当課 御中【宛先別記】

中小企業庁
事業環境部企画課
経営支援部技術・経営革新課

各地域における経営力向上計画及び経営革新計画の連携について

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画については、平成28年7月の制度創設以降、各主務大臣において約4万5,000件を認定しており、うち、経済産業大臣の認定については、各経済産業局長に権限を委任し、約2万6,000件について実施いただいているところです。

また、同法に基づく経営革新計画については、平成11年7月の制度創設以降、各都道府県知事において約7万件を承認しているところです。

今般、平成29年12月26日に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、別紙のとおり、経営力向上計画の認定について、経営革新計画の承認と一体となって事業者を支援できるようにすることが定められております。これを踏まえ、各経済産業局においては下記のとおりご対応をお願いします。

記

事業者の利便性を向上し、また国及び都道府県の中小企業施策の一体性を高めることにより、各地域の事業者が一層の経営の向上を図ることができるよう、経営力向上計画及び経営革新計画について、各経済産業局において管内の都道府県との必要な連携施策を実施すること。

その際、実施する連携施策については、管内の都道府県の意向を踏まえながら地域の実情に応じたものとする。

以上

【別記】

宛先

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

東北経済産業局 産業部 経営支援課

関東経済産業局 産業部 中小企業課

中部経済産業局 産業部 産業振興課経営力向上室・経営支援課

中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 産業課

近畿経済産業局 産業部 創業・経営支援課

中国経済産業局 産業部 経営支援課

四国経済産業局 産業部 中小企業課・新事業促進室

九州経済産業局 産業部 中小企業課・中小企業経営支援室

沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課

(別紙)

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針
(関係部分のみ抜粋)

平成 29 年 12 月 26 日
閣 議 決 定

- (1) 中小企業等経営強化法(平 11 法 18)
- (i) 国が行う経営力向上計画の認定(13 条)については、都道府県が行う経営革新計画の承認(8 条)と一体となって、地域の事業者をより効果的に支援できるようにするため、両計画に係る事業者の情報のうち提供可能なものを国と都道府県で共有することや、両計画の要件や運用、関連する支援措置等の違いについて情報交換して相互に理解を深め、必要な連携を図りつつ事業者に対して適切に説明を行うことなど、地域の実情に応じた必要な連携施策を、管内の都道府県の意向を踏まえながら実施するよう、地方経済産業局に平成 29 年度中に通知する。